

## 基本精神

共存共栄

### 基本精神を実現するための行動指針

「M」 マナー（礼儀正しさ）

「G」 グリット（やり抜く力）

「L」 リーダーシップ（リーダーシップ）

### 三つのポリシー

#### 1. ディプロマ・ポリシー

本校の目的「本校は、愛玩動物産業の事業者を養成（育成）することを目的とする。」を実現するため、各授業科目を設定し、授業計画（シラバス）に従って教育を行い、業界で必要とされる人材を育成する。

校長は、授業科目の成績評価に基づいて、課程修了の認定を行う。2年以上在学し、課程を修了したと認めたものには、卒業証書を授与し、専門士の称号を授与する。

○高崎動物専門学校学則（抜粋）

（課程修了の認定）

第19条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

（称号の付与）

第19条の2 前条の規定により、商業実務専門課程に設置する学科のうち、修業年限2年以上で、課程の修了に必要な総授業時間数(卒業までに履修させる総授業時間数)が62単位以上の学科(文部科学大臣が専門士称号付与課程の要件を満たしていることを認定し、告示したものに限り。)を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を付与する。

#### 2. カリキュラム・ポリシー

近年における空前のペットブームにより、愛玩動物産業は一兆円産業に発展した。急速な発展に伴い、業界では慢性的な人材不足に悩むことになった。このような状況から業界では実践的な人材を求め、サービスの質の向上により顧客満足度を上げ、更なる成長を図っている。そのために本校では教育課程の編成において、業界関連団体や関連企業等との連携を強く持ち、意見や要望・アドバイス等を取り入れ、カリキュラム改善等を主体的に行い、業界発展を担う人材の輩出に使命感を持って取り組んでいく。

○高崎動物専門学校学則（抜粋）

（教育課程、授業時数）

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定める授業時数の1単位時間は45～50分とし、卒業までに履修させる授業時数は、1826時間・87単位以上とする。

3 教育課程の編成は校長が行う。校長は教育課程編成委員会を設置し、その助言を受けることができる。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあつては15～30時間をもって1単位、演習にあつては15～30時間をもって1単位、及び実験、実習、実技にあつては30～45時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を授業計画(シラバス)で公表した比率で採点し、5段階(5評定が最上位で5～2の各段階をおよそ4分の1の割合に配分。1評定は不合格)で評価する。

ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2 1学年次の標準単位数を修得した者には、校長は進級を認める。

(始業及び終業)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

(1)

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜日
商業実務 専門課程	ペットビジネス 学科	昼間	9時00分	17時00分	月～金

(2) 校長は必要に応じて上記の時刻・曜日以外に補講等を行うことができる。

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員をおく。

(1) 校長 1名

(2) 教員

課程	商業実務専門課程		計
専任教員	5名以上		5名以上
講師	4名以上		4名以上
計	9名以上		9名以上

※常勤の校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長も専任教員に含める。

(3) 事務職員 1名以上

(4) 学校医 1名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

### 3. アドミッション・ポリシー

本校の目的を実現するため、以下の3つを本校の教育目標とし、その達成に意欲のある学生を求める。

①利他の人→動物が好きなのは勿論、それ以上に人間が好き（人の役に立とうとする）。

②積極的な人→職場では積極的な姿勢が求められるので、積極的に行動し質問する事で技術や知識の習得ができるのは勿論、職場での良好な人間関係の構築にも役立つ（離職率減少）。

③夢を持つ人→目標を持つことで困難な状況に陥った時に乗り越える強さや目標に近づく過程での達成感等でのやりがいを見出すことができる（充実したワークライフ）。

○高崎動物専門学校学則（抜粋）

（入学資格）

第13条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者

（入学時期）

第14条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

4月1日。

（入学手続）

第15条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第23条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、合格者を決定する。

(3) 本校の入学選考に合格した者は、本校の指定する期日までに第23条の入学金等を納

入し、入学手続きを完了しなければならない。

(4) 前号の手続きを終了した者に対して校長は入学許可し、入学者を決定する。

(転入学)

第16条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(休学、復学)

第17条 生徒が、疾病、その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 第17条及び前項に於いて、校長の許可なく30日以上出席しない場合は、第22条3項の3により退学を命ずる。

成績評価・単位認定・進級規定・課程修了認定の方針について

令和2年7月1日現在  
高崎動物専門学校

○高崎動物専門学校学則（抜粋）

（教育課程、授業時数）

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定める授業時数の1単位時間は45～50分とし、卒業までに履修させる授業時数は、1826時間・87単位以上とする。

3 教育課程の編成は校長が行う。校長は教育課程編成委員会を設置し、その助言を受けることができる。

（授業時数の単位数への換算）

第9条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあっては15～30時間をもって1単位、演習にあっては15～30時間をもって1単位、及び実験、実習、実技にあっては30～45時間をもって1単位とする。

（成績評価）

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を授業計画(シラバス)で公表した比率で採点し、5段階(5評定が最上位で5～2の各段階をおよそ4分の1の割合に配分。1評定は不合格)で評価する。

ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2 1学年次の標準単位数を修得した者には、校長は進級を認める。

（休学、復学）

第17条 生徒が、疾病、その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

（退学）

第18条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 第17条及び前項に於いて、校長の許可なく30日以上出席しない場合は、第22条3項の3により退学を命ずる。

（課程修了の認定）

第19条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

（称号の付与）

第19条の2 前条の規定により、商業実務専門課程に設置する学科のうち、修業年限2年以上で、課程の修了に必要な総授業時間数(卒業までに履修させる総授業時間数)が62単位以上の学科(文部科学大臣が専門士称号付与課程の要件を満たしていることを認定し、告示したものに限り。)を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を付与する。

（懲戒）

第22条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

- 3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (除籍)

第25条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

第26条 当該学期の学費等の納付金を期日までに納入しない者は、除籍することができる。

- 2 除籍後、30日以内に当該学費を納入した者は、復籍する。復籍しなかったものは、除籍の日付で学費未納退学となる。
- 3 前項により退学を命ぜられた者については、当該学期の単位認定は行わない。また当該学期は在学期間に算入しない。

○高崎動物専門学校学則施行細則（抜粋）  
(在学年数の制限)

第12条 学則第22条の規定により、修業年限の倍の年数を越えて在学することが確実な者、または同一学年において1回を超えて進級できないことが確実な者等の在学を認めない。

○高崎動物専門学校生徒の懲戒に関する規程（抜粋）  
(訓告の基準)

第2条 生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、訓告を命じることができる。

- 1 学内又は学外において非違行為を行った場合
- 2 学校の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- 3 1年間に修得した単位数が年間標準単位数の6割以下の場合
- 4 1年間の出席率が8割以下の場合等、学習意欲が低いと学校が判断した場合
- 5 平均評定が下位4分の1に属する者のうち、給付型の奨学金を受けている場合

(停学の基準)

第3条 生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、停学を命じることができる。

- 1 学校の秩序を乱し、学校の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
  - 2 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合
  - 3 学校の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、悪質と判断された場合
  - 4 学校が実施する試験等において、不正行為を行った場合
  - 5 1年間に修得した単位数が年間標準単位数の5割以下の場合
  - 6 1年間の出席率が5割以下の場合等、学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合
  - 7 修業年限で卒業できないことが確定した場合
- 2 停学は、無期又は有期とし、有期の場合の期間は6月以内とする。
  - 3 停学期間は、学則第7条に規定する休業日を含むものとする。

(退学の基準)

第4条 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱す、法律に違反するなど、生徒としての本分に反した者